

令和4年度 第1回丹波篠山市手話施策推進委員会会議録

(記録 丹波篠山市保健福祉部社会福祉課)

日 時 令和4年10月26日(水) 19:30～21:52  
場 所 丹波篠山市立四季の森生涯学習センター 大会議室  
出席委員 中島 武史、池上 睦、嘉田 眞典、大内 和彦、長澤 誠子、  
高見 郁雄、山中 信彦、(代)酒井 清隆、箕浦 伸子、  
木寅 久美子、

傍 聴 者 4名

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 委員長・副委員長選出
- 6 みんなの手話言語条例策定から手話施策推進方針策定にかかる経過  
について
- 7 手話施策推進にかかるこれまでの取り組み状況について
- 8 その他  
・次回開催日
- 9 閉会

事務局 ただ今から令和4年度第1回丹波篠山市手話委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本検討委員会には、2名の兵庫県認定手話通訳者様にご協力をお願いしております。ありがとうございます。

続いて、本日の委員の皆様の出席状況を御報告いたします。本日の出席は、委員10名のうち、全員御出席をいただいております。なお、社会福祉協議会の委員におかれましては、本日、御欠席ということで、代理出席をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次に、本会議の公開に関する報告をさせていただきます。本会議は、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例

第3条の規定により、公開することとされています。また、本日の議案についても、非公開とすべき内容ではございませんので、公開による会議として、事前に公表しております。

なお、本日の傍聴者は4名となっておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

次に、本会議の会議録につきましても、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例第7条の規定によりまして、公開することとされておりますので、要点筆記にてまとめ、後日公開をいたします。なお、各委員が発言されました内容についても、A委員、B委員という形で公開をいたしますので、御了承願います。

それでは、御手元に配付しております次第に沿いまして、進めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、丹波篠山市長より御挨拶を申し上げます。

市長

皆さんこんばんは。本日は丹波篠山市手話施策推進委員会を開催しましたところ、この後、委員の皆様には、委嘱状の交付をさせていただきますが、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。それぞれ丹波篠山市の手話施策の推進や、福祉の向上に御活躍をいただいております方ばかりでありまして、どうか今後ともお世話になりますが、よろしくお願いいたしますと思います。この後、これまでの経過などの説明もさせていただきますが、丹波篠山市が、丹波篠山市みんなの手話言語条例を策定したのが、平成26年12月となっております。兵庫県では2番目、全国では9番目に、自治体としてこのような条例を策定したということになります。その後、丹波篠山市としては、市民の皆さんや高齢者の皆さんを始め、子どもたちに手話言語というものを理解していただくような、いろんな取組を進めたり、ろうの皆さんへの生活支援であったり、こういったところの取組を進めてきましたが、これで十分なものというふうには思っておりませんので、今後どのような取組に特に力を入れていったらいいのか、そういったことにつきまして、皆様の御意見をちょうだいしながら、さらに進めたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。全国の自治体の中で、このような条例が出来ているのが458、その中で全国の自治体と一緒にあって、これからも手話言語を広めていこうという取組を進めておりまして、県下では私のほうが2番目でしたので今、丹波篠山市の市長が兵庫県の代表を務めるこ

とになっております。責任も重いものがありますので、他に先駆け  
た、よりよい取組を進めなければいけないと思っていますので、ど  
うか皆様の御指導、御意見、よろしくお願いしたいと思います。

本日はお世話になります但よろしくお願ひを申し上げます。

事務局

それでは、今回、委員に御就任をいただきました皆様に、市長よ  
り、委嘱状の交付をさせていただきます。なお、今回は、新型コロナ  
ウイルス感染症予防の観点から、代表でA委員に交付させていた  
だきたいと思ひます。そのほかの委員の皆様に、お席に委嘱状  
を置かせていただいておりますので、御理解のほど、よろしくお願  
ひいたします。

それでは、委嘱を行ひました丹波篠山市手話施策推進委員会委  
員の皆様に、自己紹介をお願いしたいと思います。

#### — 委員自己紹介 —

事務局

それでは次第に沿ひまして進めてまいります。御手元に配付し  
ております次第をごらんください。次第の5番目、委員長、副委員  
長の選出です。御手元に配付しておりますが、丹波篠山市手話施策  
推進委員会規則第2条に基づきまして、委員長、副委員長の選出を  
お願いしたいと思います。皆様のいかがでしょうか。

#### — 事務局一任との声あり —

事務局

事務局一任というお声をいただきましたので、事務局から提案  
させていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

#### — 異議なし —

事務局

ありがとうございます。それでは、事務局のほうから御提案を申  
上げます。委員長をC委員、副委員長をA委員にお願いしたいと思  
ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長

皆さんよろしくお願ひいたします。2年間、委員の皆さん、また  
事務局の皆さんと一緒に丹波篠山市みんなの手話言語条例に基づ  
いて、市民の皆さんが手話であいさつができるまちづくりを目指  
して、共生社会の実現を目指して、皆さんと一緒に取組みたいと思  
っております。皆さん、積極的に御意見をいただけたらと思ひます。  
御協力お願ひいたします。

副委員長

委員長がおっしゃったことと同じ思ひですので、委員長を補佐  
して頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。それでは、丹波篠山市手話施策推進委  
員会規則第3条によりまして、委員長が会議を進めることになっ  
ておりますので、ここで進行を委員長に交代したいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

委員長 次第の6、みんなの手話言語条例制定から手話施策推進方針策定にかかる経過について、資料1に基づき事務局より説明をお願いします。

#### — 事務局 説明 —

委員長 ただいま事務局より説明がありました内容について、何か質問等あれば、挙手をした上で、名前を言っていただいて、質問をお願いします。

D委員 手話言語条例制定から7年が過ぎました。前文を読んでいて少し足りないかなあと感じると思います。まず、手話言語という言葉がありますが、「手話」より「手話言語」という方が手話としてのイメージが強いように思います。何か「手話」だけだと軽く見える、「手話言語」といえば、聴こえない人の言語であるというイメージが強くなると思いますので、前文にある「手話」を「手話言語」としたほうがよいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 前文にある「手話」を「手話言語」という言葉に変えたほうがよいという御意見ですが、いかがでしょう。

事務局の見解はどうでしょうか。

事務局 委員の皆さんには新たな任期の中で、手話施策について、こういうふうにやったらどうだろうかなど、お力添えもいただいて施策を進めていきたいと考えております。

ご意見をいただいた条例ですが、今後、皆さんの議論の中で、変えたほうがよいということがありましたら、御提案していただいて、まずは推進委員会の中で条例改正の是非について意思決定をいただければと思います。ただ、条例改正は議会の議決を経なければなりませんので、すぐに改正できるものではないということは御承知いただければと思います。

D委員 説明はわかりましたが、「手話言語」という言葉のほうが、もっと関心を持ってもらえるのではないかと思います。例えば全国市区長会などで、そのような情報はあるのでしょうか。何か聞いておられたりしないのでしょうか。

事務局 条例を制定させていただくときに、前文についても委員の皆様で議論いただいて、十分、協議いただいた結果、現在の条例を制定しています。「手話言語」にしたほうがよかったのではないかといい御意見ですが、当時、条例の中身を検討した際には、そのような御意見が出ておりませんでした。また、現在、全国手話言語市区長

会でもそういったことは情報としては入ってきていないという状況でございます。

D 委員        委員長にお聞きしますが、全日本ろうあ連盟としての考え方はいかがですか。

委員長        全日本ろうあ連盟の場合は、「手話が言語である」という言葉は使っています。団体としての考え方ですが、手話が言語であるというものを広げるために手話言語という文言を明記しています。手話言語条例は丹波篠山市が制定しているものなので、文言を変更するかどうかといったことは、推進委員会の中でも話し合いが必要ではないかと思います。

B 委員        条例名が「手話言語条例」となっているということですし、条例の中の条文が、みんなの目に触れるというわけではなくて、どういうふうに進めるかという考えをまとめるためにつくっているものなので、そんなにこだわらなくてよいと思います。また第1条できちんと手話が言語であることの説明がなされていますので、前文でわざわざ「手話言語」という言葉に変えることが問題なのではなくて、手話が言語としてみんなにどのように広がっていくかということに力を入れて議論をしてほしいと思うので、私は、手話言語条例ということなので、前文はこのままでいいと思います。

D 委員        「手話言語」という言葉に変えなくても問題ないということでしょうか。

B 委員        問題はないと思います。

D 委員        承知しました。

I 委員        手話施策推進方針の短期的な取組みですが、医療機関や公益的施設での手話による意思疎通や、コミュニケーションボードの配布について、どのようにされたのか、またコミュニケーションボードの配布をされてどういった効果があったか、お聞きします。

また長期的な取り組みについても現状はどうなっているのか伺います。

事務局        1 点目の医療機関や公益的施設での手話による意思疎通の働きかけですが、コロナ以前につきましては、医療機関や公益的施設でも例えば、まず手話を学んでいただくための機会を設けていただくなどを進めてまいりました。ただ医療機関の方は、日々の診療等があり、なかなか機会が持てませんでした。さらにコロナ以降、医療現場ではそういうことが出来なくなっています。金融機関等においては、中信さんや、今年度は農協さんで講座も開きました。講

座を受けられた方の感想ですが、実際に窓口にろう者の方が来られる時もあるということで、そういった場合のアプローチの仕方など大変参考になった。これからも継続して手話を学んでいきたいという声も聞いております。

次に、コミュニケーションボードについてですが、まず救急車に配備させていただきました。また、市役所にも市民課や社会福祉課や医療保険課などの窓口業務を担当している部署にも配備しました。さらには市広報紙でも取り上げましたが、市内のスーパーにも置かせていただいております。その活用ですが、救急車では配備以降、活用の機会がなかったと聞いておりますが、市役所の窓口ではコミュニケーションボードを活用したと聞いています。件数自体はそれほど多くありません。しかしながらコミュニケーションボードは、ろう者の方だけでなく知的障がい者に対しても有効なコミュニケーション手段になりますので、必要に応じて利用している状況です。

長期的な取り組みですが、ICTを活用した遠隔手話通訳サービス等の導入については、コロナの感染拡大以降、厚生労働省、県を通じてタブレットの活用を含め、ろう者の方、通訳者の方にも一度実践いただいたところですが、現在は、コロナ感染や濃厚接触者となられた場合に限定してですが、タブレットを活用した遠隔手話通訳サービスを提供できる体制は整っています。

I 委員      長期的な取り組みの中で、手話を使える職員の養成と、子どもたちがろう者や手話への理解を深めるため、学校教育の中で継続して学べるよう教育委員会との連携についてはいかがですか。

事務局      職員の養成については、コロナ感染拡大以前は、昼休みの時間を利用して、職員を対象にお昼の手話教室を月2回開催しておりました。ただお昼の手話教室だけでは、なかなか手話を使えるところまでの到達は難しいところがありますが、挨拶などろう者が窓口に来られた時に通訳者につなぐまでの初期対応が出来ればと考えています。コロナ以降は、この教室は開催できていませんが、保健福祉部では、毎週朝礼で手話での簡単な挨拶や、窓口での初期対応の手話を実践しています。また全庁的にも月1回、手話であいさつを行っています。また職員の中には、手話奉仕員養成講座の入門編、基礎編等を受講している職員もいます。しかしながら、常時手話を使えるというところまではなかなか難しいのが現状で、その辺り課題として認識しています。

次に、子どもたちがろう者や手話への理解を深めるための教育委員会との連携ですが、小学校4年生では福祉の学習の場がありますので、年に数回ではありますが、手を挙げていただいた学校には、手話出前講座として講師を派遣しています。学校で手話をずっと継続して、年間通して学ぶことはなかなか難しいところもありますので、夏休みや冬休みの長期休業期間を活用して、こども手話教室を開催しています。昨年初めて開催しましたが、募集したらすぐに受講者が集まるなど、大変好評を得ていますので、今後も継続して、取り組んでいきたいと思っております。

副委員長 丹波篠山市のろう者の方の年代や人数について説明をお願いします。

事務局 まず、手話を必要とされる方の人数ですが、意思疎通支援を利用される方、ろう者に限りませんが、約20名になります。聴覚障害による手帳所持者は約160名ですので、その中で手話通訳を常時利用される方が約20名という状況で、年齢層は若い方もいらっしゃいますが、50代、60代の方が多い状況です。

副委員長 小学生の方などはいらっしゃいますか。

事務局 小学生の方は、今はいらっしゃらないと認識しています。

委員長 他にご質問はございませんか。

ないようですので、次に次第の7、手話施策推進にかかるこれまでの取り組みについて、資料2に基づき、事務局より説明をお願いします。

#### — 事務局 説明 —

委員長 今御説明がありました内容について、御意見やご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

B委員 始めにお願いですが、資料にはページ番号の表示をお願いします。

資料2に小・中・高校への出前講座の実施とありますが、教育委員会としての立場でどのように認識されていて、各学校ではどのように感じられているのか、現状と現場でどのように受け止められているのか、お伺いします。

次に、たくさんの研修が行われていていいと思うんですが、講師はどうなっているのか。講師の資格というのははっきりしたものではないので、どのように講師を要請されているのか知りたいです。企業に対しての講座などは、とても大事なことだと思うんですが、企業は収益を考えるとところなので、福祉の講座を開いてくださ

事務局

いと言っても、手を挙げにくいところもあると思っています。企業にとってもろう者のお客さんにプラスになることや、自分のところで採用しているろう者にプラスになるといった働きかけ方をすると、企業も積極的にやろうということになるのではないかと思います。その辺りについてどう考えておられるのかお聞きします。

学校現場の現状についてお話しさせていただきます。まず手話学習ですが、特に小学校で行われることが多いです。学習の一環としてとらえております。教科という中では、国語の説明文などで、盲導犬など、そういった形で福祉関係のものが出てきます。また、総合的な学習の中で、小学校の場合でしたら国際理解や、歴史平和、環境福祉といった形でテーマを決めて1年間取り組みますが、3年生、4年生あたりで、福祉に取り組む学校が多いです。その中で、例えば社会福祉協議会からも1万円の補助金をいただいて、それを福祉関係に使わせていただく中で、手話教室を開いたりされている学校があります。確かに手話教室を通して、手話の学習をする学校が多いですけれども、それだけではありません。今でしたらインターネットでいろんな動画を見て学ぶことが出来ますし、また図書室にも、手話に関するような本があります。そういったもので子どもたちが学んだりする学校もあります。

学習指導要領も変わりまして、非常に学習、いわゆる我々が受けてきた教育の中で国語や算数、いわゆる学問を学ぶというだけでなく、これから社会で生きていく上で必要な力を学ぶということで非常に重視されております。その中で福祉に関する手話においても、これから子どもたちが、共生社会を生きていく中で非常に大切なものであると考えておりますし、逆に言うと言葉だけで通じないからこそ、どうやって相手に自分の思いを伝えるかというそういうコミュニケーション能力を上げる、また人とつながる力を伸ばしていく、そういった意味でも非常に教育的な価値があると考えております。

発表の場としましては、例えば参観日で保護者と手話を通じて話をしたり、学習発表会等で歌を交えて発表したり、様々な方法で取り組まれております。

事務局

研修の講師ですが、講師の育成という部分につきましては、なかなか丹波篠山市だけでは難しいところもありますので、市としてこの部分は弱いという思いは持っております。今後どのようにしていくかという中で、少し課題があるということと、研修の講師に

つきましては、今資格を持たれているろう者の方が2名と、健聴者の方が3名ですので、その方たちをお願いしているという状況です。小学校での講座や、夏休みや冬休みの手話教室での講師については、資格は必要ありませんので、ろうあ協会の方へお声掛けさせていただいたり、個別で依頼させていただいたりして、講座などの講師をお願いしています。

また企業に対してですが、おっしゃるように、企業は収益を考えられますので、そことの兼ね合いは難しい部分がありますが、窓口の接客が、ろう者の方にとって好印象であれば、企業のイメージもアップすると思います。直接的につながるものではないかもしれませんが、そういうところをアピールしながら、市としても働きかけをしていきたいと思っています。

B 委員            講師の資格を持っておられる方が、ろう者2名、健聴者3名という説明でしたが、この方たちは何の資格をお持ちなんでしょうか。

事務局            資格と申しますのは、手話奉仕員養成講座を受講され、それを取  
得したものと捉えております。養成講座のみでございまして手話  
通訳者のステップアップ研修などの資格は持っていませんので、  
それ以外については兵聴協から講師を派遣いただいているという  
状況でございます。

B 委員            子ども向けの手話教室や、学校での手話講座などに対する講師  
が手話奉仕員養成講座の資格を持っていないなければならないとい  
うことについては、少し疑問を感じます。夏休みや学校での手話講座  
については、指導する目的が違うと思います。ろう者がろう者自身  
の暮らしのことなど、そういう話ができることにウエイトがあつ  
たらいいと思います。私の地域でもなかなか養成講座には行けな  
いけど、自分のことは語れるという方がいらっしゃいます。そうい  
う方にもっと聴者に向かって自分が自信持って語れるという場を  
持ってもらおうということも狙って、短期の講座のための地域の研  
修を行って、地域の講師を育てるという方向でろう者が講師を務  
めることをもう少ししていくことで、ろう者の講師養成にもつな  
がっていくと思います。私が講師なんかという聴こえる方もたく  
さんいると思うんですけども、そういう人が、もう少しステップ  
アップして、これから指導にも目を向けていこうという一つの方  
向に使えるようなことも考えたら、もっといろんなところで、お話  
ができる人が増えると思います。そういった考え方はいかがでし  
ょうか。

事務局 小学校や中学校での講師につきましては、地域のろう者の方からお願いしています。自分の暮らしの中で聞こえないことで困ったことなどを生活実態から話をさせていただいています。講師はその地域の方を優先に考えておりますが、手話奉仕員養成講座の講師とはまた別の講師も派遣しているという状況でございます。

F 委員長 スーパーや金融機関、病院などで手話を覚えてもらって、ろう者が行ったときに手話が出来たら1番いいんですけど、なかなかどの企業もスーパーでもみんなが手話をできるようになるにはかなりの時間が必要だと思いますので、コミュニケーションボードを例えば100台ぐらい買って、みんなに配ってそれを使ってもらえるようにするほうがいいと思います。現在、市内の金融機関やスーパー、病院などへは、何台ぐらいのコミュニケーションボードが配られているのですか。手話を広めることは大事なことです、時間もかかりますので、まずは市内どこへ行ってもコミュニケーションボードがあるということにした方がいいのではないのでしょうか。

事務局 コミュニケーションボードは紙製のA4サイズのもので、そこに描かれた絵を指してコミュニケーションをとるということになります。コミュニケーションボードは市役所の窓口業務のところに、それぞれの業務に応じたボード設置しています。例えば、市民課であれば住民票や印鑑証明の取得に対応したイラストを描いたボードや、救急車にはどこが痛いのか分かるようなボードを配置しています。他にはスーパー1か所にボードを置いています。また市内の入所施設の近くのコンビニエンスストアでは独自に知的障がい者に対応できるボードを置いていただいています。

現在スマートフォンが普及してきて、デジタル化に対応した取り組みができないか考えていかなければいけないと思いますので、今後、皆さんからのご意見やご提案をいただければと思っております。

委員長 コミュニケーションボードについては、指さしでコミュニケーションをとるという方法でいいとは思いますが、ろう者としては、必ずしもコミュニケーションボードがいいというわけでもありません。やはり手話や身振りなどで伝え合いたいというろう者がたくさんいます。例えば消防の方を始め公的なお仕事をされている方だけでもせめて手話を覚えていただけたらと思います。救急車の中にもコミュニケーションボードがあるということ

でしたが、それプラス、救急隊の方にも、身振りや手話などを学んでいただけたらと思います。そういった救急隊員などを対象とした講座を開いていただければと思います。例えば災害が起こったとき、避難所にたくさん人が集まります。その中にろう者もいます。放送や案内が聞こえない、また受付もわからない、また食料の配布もわからない。そうしたときに例えば、コミュニケーションボードのように絵を描いて使われているという市町もあると聞いております。愛知県の豊橋市でそういった取組をされているということです。そういったものに加えて手話の普及をしていくことが大事だと思います。

副委員長

丹波篠山市ではこれまでいろんな取組がされていることがわかりましたが、その取り組みに対する反応がどうだったのか、資料からはわかりません。小学校で講座をしたり、夏休みに手話教室を開催されていますが、その際にアンケートも取られていると思いますが、その結果も資料に載せてあればよかったと思います。

先ほど教育委員会からお話がありましたけども、手話に関する取り組みを各校でされていて、講座を開催されています。講座を開催しなかったとしてもいろんな動画やインターネットを使って、手話を学んでいるということで理解しました。一方で、それぞれの学校が1度は地元のろう者の方と会って、ろう者の方から手話を学ぶということができれば、よりリアリティがあると思いますし、恐らく今までの経緯を聞いていると、ろう者が受けていた歴史など、そういうことも重視しているというお話でしたので、恐らくそういうことも語ってくれると思います。そういうことが、小学生として、インターネット以上のものがあると思いますし、実際ほかの文献を見ても、小学校のときに、教わって関心を持った人がずっと関心を持って研究されている方もありますので、長期的な意味でも、できるだけ地元のろう者とふれあい、手話を継続して学んでいただけたらと思います。

音楽祭への助成金ですが、どんな使われ方をしているのでしょうか。

事務局

助成金ですが、資料1の最後にも載せていますように、とっておきの音楽祭の開催に当たって助成しています。市役所周辺で10か所程度の小さいステージを設けて、それぞれのステージで歌や演奏をしているというイメージです。その中に手話に特化したステージが一つあり、手話歌をされています。そのステージに対して、

助成をしているということです。

副委員長  
事務局

現役世代で地域の企業で働かれている方はいらっしゃいますか。  
数名いらっしゃいます。

副委員長  
事務局

そういった企業への助成金などがありますか。

ハローワークからの助成金がありますが、市からの助成金などはありません。

副委員長

別財源でハローワークからの助成金があることはわかりました。先ほど銀行の話がありましたが、ろう者が来られた時の対応の助成金という考え方もあると思います。ろう者が働いているところで、コミュニケーション面に課題やニーズがあるのであれば、そこに対する助成をすると企業も働きやすくなるだろうし、ろう者の方が持っている能力をしっかりと発揮して働かれるということがわかれば、他の企業への拡がりということも考えられるのではと思います。助成金をかける価値が企業面にあるのであれば、集中してそこに助成してもいいのではと思います。

事務局

御意見を参考にさせていただきます、取り組めるものがあれば取り組んでいきたいと思います。

G 委員

事業所の立場から報告させていただきたいと思います。私どもの事業所には通訳者が2名と、経営者で理事、利用者さんが9名となっています。定員が30名の中で、9名の聴覚障害者となっています。兵庫県内では、全員が聴覚障害者の作業所事業所が多いです。しかしながら私たちは最初から、肢体不自由の方や、精神の方、知的障害者の方に入ってもらって、障害種別を超えて、理解し合い、そういう形で、19年前に始めて、そのスピリッツというのは、今でも受け継がれていると思っています。ただその19年間で聴覚障害者の方の賃金がすごく上がったかという、そうでもない。最低賃金を確保するA型にもっともっと私たち経営陣が力を注がないといけない。またほかの障害種別の方と、日々、いろんな作業をしてくださっているんですけども、聴覚障害者の方は、そういう作業でなくて、地域に出て行って、副委員長がおっしゃったような自分の生い立ちも含めて、体験も含めて発表してもらうことはすごくいいことじゃないかなとも思っている、これからそういう機会をつくりたいし、また利用者の方でもつくっていただきたいと思っています。

もう一つ、福祉の事業所をしております、そこでD委員に職員として働いていただいています。毎月第4金曜日を主にスタッフ

ミーティング、ケア会議を行っていますが、専門的なこと、例えば強度行動障害者のケアや知的障害者のこだわりのある方のケアなど、そういう方の支援について、私たちはD委員に手話で伝えることが非常に難しい。特に知的障害者の支援については、デリケートなところもありますので、D委員に伝えたいんですけど、うまく伝えられないので、市から通訳者を派遣いただいています。技術的なことは、私たちがジェスチャーで指示することができるんですけども、こだわりの部分やパニックになったときの対応など、そういったときには、本当に手話通訳の方に助けをいただいていますので、大変感謝しております。極端なことを言えば、3日前にお願いしても、来ていただく対応をしてくださるので助かっています。出向いて、手話の理解を深めていくというのはもちろん大事なことですけれども、出来たらろう者の方がまちの中で、カフェや一杯飲み屋を開業して、障害福祉サービスではなく、一般の営みの中で事業をする中で、そういうところに商工会や商工観光課などが一緒になって立ち上げ支援をし、そのあと維持をしていくために助成金を出すといった方法もあります。市民のところへ出ていくのではなく、市民に来ていただく。そこで、障害者理解を深めてもらったり、手話を少しでも覚えてもらうことも大事ではないか。福祉だけでなく、例えば商工会が空き店舗を提供したり、家賃補助をすれば、ハンディがあっても、それを楽しんで行かれる方は多くいらっしゃると思います。市民が楽しみながら手話を覚えて帰るといようなまちになったらいいなと思います。最後に手話講座ですが、私は今の時代なので、例えば土曜日とか日曜日にZ o o mなどで市役所などから発信してもらったら、わざわざ出向いて行かなくても、家で手話を教えてもらうことでハードルが下がるとうか、対面ではなくて、そういうのを活用出来たら気軽に家族で、2世代3世代で参加出来て、何か温かい家庭になりそうな気がします。

委員長 Z o o mを使用しての手話講座というお話が出ましたけれども、どのようにお考えでしょうか。

E委員 今実際に私はリモートで手話の指導をしています。また個人的なことですけど、私には子どもが4人います。手話言語条例制定以降、自分も何か出来るのではないかと考えました。自分の地域の母親を対象にした手話教室を立ち上げました。今、子どもとコミュニケーションをとりたいといったいろんな悩みを持たれている方が

たくさんおられますので、そういったお母さん方を集めて、2年間、ボランティアで手話を教えています。例えば小学校の行事で会ったとき、手話でコミュニケーションをとることができるようになりました。子どもが大きくなって、仕事に就いたとき手話をする機会がなくなってしまいます。コロナに感染して体調を崩し、なかなか仕事復帰出来ないという状況が3か月、4か月続いたと聞きました。仕事に戻れないので、私自身もう一度手話教室を開こうと思いました。知識があれば、積極的に活動したほうがいいと思って私自身、地域の手話に興味を持たれているお母さんを集めて、手話教室で手話を教えています。

手話講座や子ども手話教室を開催されています。こういったことをしていただくのはいいことですが、それが終わった後にどうつながっていくか、すごくもったいないと感じました。子どもたちが手話を学んで、すごく楽しい気持ちになっている、やる気が出たのに、次に学ぶ場がありません。子どもの熱が冷めないうちに、例えば学習塾のような感じで手話を教える場所があれば、たくさん子どもたちが集まると思います。子どもたちの頭はすごく柔軟なので、手話がすぐに覚えられます。あわせて保護者も対象にすると、共に手話を学べていいなと感じました。

D委員

これまで小学校に行って手話を教えています、1回か2回で終わってしまいます。その後というのが全然つながっていませんので、すごくもったいないと思っています。手話は教えるのではなく、ろう者の歴史や生活の中での困難なことなど、経験を踏まえて子どもたちに話をする。そして、子どもたちが大きくなったとき、ろう者に会ったとき、手話が必要なんだということに気づく仕掛けをしていくことが大事だと思います。そして、社会や会社でろう者と会ったときに柔軟にコミュニケーションできると思います。手話は教えるのではなく、ろう者の歴史や日常の生活について子どもたちに伝えていくことが大事だと思います。

最後にはお願いですが、どのろう者がどこの学校に行って手話を教えているのか、情報がありませんので、そういった情報も教えていただけたらと思います。

事務局

講師については、各学校から社会福祉課に依頼があり、こちらでコーディネートしています。その辺りの情報は、ろう協さんと手話通訳者さんの中でも、状況については御報告をさせていただいているような状況でございます。

E 委員 派遣状況などは、年間まとめてろうあ協会の会長に情報提供する方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 年間の派遣状況等については、1年に1回、会議の中でご報告させていただきます。

E 委員 金融機関向けの手話講座をしましたが、その後、窓口に行って「私は聞こえない」と伝えたんですが、窓口の方の対応は手話ではなく、筆談でした。しかもおろおろとした態度でした。手話を学んだのに、手話が出来ないということに私はすごくがっかりしました。手話を学んでからそんなに時間が経っていないのに、手話の表現を忘れてしまったのかなと思いました。実際、ろう者と接する、そしてコミュニケーション、やりとりをするという生で体験をするほうがいいのではないかなと思いました。講座という形ですとなかなか頭に入っていないので、実際に対面方式で、経験、ロールプレイなどを含めて、そういった経験をしたほうがいいのではないかなと感じました。

NET119ですが、これは、ろう者が文字を入力して打つということがなかなか出来ませんので、チャットを使って連絡できるほうがすごく安心があります。月に1回練習がありますが、そのときに動画での練習があればいいと思います。ろう者とのコミュニケーションに慣れていただくということが大切だと思います。そのほうが実際に緊急時の対応でスムーズにできると思いますので、その辺りも考えていただければと思います。Zoomやチャットも考えていただければと思います。

I 委員 小学校3、4年生の授業で手話を教えられていますので、例えば英検や漢検のように手話検定のチラシ等も、小学校で配付いただけたらいいかなと思いました。

また企業向けの手話講座をされた際に、商工会がされているおもてなしマイスターのように認定書がもらえると、少しブランドイメージが上がったりするのかなと思ひまして、市が発行する手話講座で手話を学んだという認定書を発行してもいいかなと思ひました。

また手話講座ですが、先ほどからZoomなど利用してはとの意見がありましたが、私自身もそういったものを御活用いただきたいと思っています。手話奉仕員養成講座について、以前ファミサポに子どもを預けて毎回講座を受けられていたお母さん方が他市におられてたので、託児サービスをしたり、またZoomでやって

みたり、また録画して、後日個人で見られるようにしていただくなど、手話通訳者の研修に関しても、対面じゃなくZ o o mやアーカイブなど、恐らく現任研修なども参加者が固定化されていたり、偏っている面もあるかなと思います。参加出来ていない方は、どうしてもその時間に行けない御事情があると思うので、Z o o mなどを活用して、是非来年度ぐらいから対応いただけたらうれしいと思っています。

市のインターネットテレビにおける手話通訳の設置なんですけれども、令和2年で終了して、令和3年度以降、字幕へ変更とあります。行政情報の読み取りが厳しいろう者もいらっしゃるので、手話通訳もあればいいなと思いました。一方で、ろう者自身が市の情報を発信してもいいかなと私は思いまして、字幕に変更されたことでろう者が取り込む情報が漏れたりする面もあるのではと思っています。

事務局

貴重な御意見ありがとうございます。まず企業さんなどが、手話講座を受講されたら、認定証を出してはというご意見ですが、これについては前向きに検討出来たらと思います。次に、アーカイブやZ o o mを活用した現任研修についてですが、それも一つの方法だと思いますので、検討はさせていただきたいと思います。ただ、それぞれの生活スタイルもあるので、どういうやり方がいいのか検証の必要はあると考えています。

最後に、ろう者自身からの情報発信について、例えば次回以降の推進委員会で具体的にご提案いただけると有難いですし、こちらでも御意見をいただきましたので、どのようなことがいいのか検討していきたいと思います。

E 委員

とっておきの音楽祭について、手話歌が絶対に必要なんじゃないか。手話歌があってもなかなかろう者は楽しめないんです。手話歌が始まると我慢しているというろう者もたくさんいると思います。ろう者が好きなようにやっていただく。例えば手話劇や、手話だけではなく別の方法でもいいので、そういった取組を発表できる場があればいいと思います。選択肢が広がればいいと思います。

G 委員

とっておきの音楽祭の11もしくは12の会場の中の一つに、手話パフォーマンスステージというのがあります。主に手話歌ですが、ルールとして手話歌でなければならないということはありません。あくまでも、聴覚障害者理解、手話の理解、普及ということに沿っていれば、手話劇なども大歓迎なので、ぜひ来年以降、プ

ログラムに入れてみたいと個人的には思っています。

H委員

手話講座などでの託児についてご意見がありましたけれども、一般の託児やファミリーサポートセンターで託児がありますが、現在、月1回程度の託児という形になるんですけども、回数増について市とも調整させていただいておりますので、また、それにあわせて出来たらと思います。

J委員

とっておきの音楽祭で手話歌がろう者に合わないという意見がありました。手話を知らない人に1番関心を持ってもらえるというのが手話歌じゃないかなと思います。手話の普及のために、力を入れてみるのもいいんじゃないかなと思いました。

次に、サークルの中で出た意見なんですけども、銀行の窓口が閉まっているとき、自分がATMで操作していて問題が起こったときに連絡するインターホンがあります。ろう者の場合はしゃべることが出来ないで、その改善について銀行などに働きかけができたらうれしいという意見が出ていたので、そういったことも考えてもらえたらうれしいと思います。

次に、10月に電車やバスの時刻表が変わることが多いんですが、それで困られたろう者さんもいらっしゃるという意見もあったので、市の広報紙で10月から時刻表が変わるというお知らせは出来るのでしょうか。新聞折り込みなどでお知らせがあると思いますが、ろう者は文字情報が入りにくいと思います。何かわかりやすい表示の仕方があったら、考えていただけたらうれしいです。

D委員

先ほどおっしゃったとおり、ATMに言っても音声しか出ませんので非常に困ります。できればモニターがあって、顔を見て話ができるものがあればいいと思います。

JR篠山口駅に以前は駅員さんがおられたんですけど、今はなくなって、窓口もなくなってしまいました。割引申請なども駅員さんがいないので、機械で手続きしなければならず、わからないという声もあります。駅員さんと呼んでもすごく時間がかかっていららするという声も聞いています。出来たら窓口で駅員さんにいてほしいと思っています。三田駅には駅員さんがいらっしゃるって、篠山にだけいらっしゃらない。市のイメージにも関わると思いますが、駅員さんがいないことに違和感がありますので、駅員さんはいてほしいと思います。

条例が出来て7年目が過ぎましたが、市役所の設置手話通訳者は1人のままです。1人では足りないと思います。もしその方がい

らっしゃらない場合、もう諦めて帰ろうという気持ちになるという声も聞きますので、できるだけ設置通訳者も複数置いていただけるように要望します。今後、考えて検討していただけたらと思います。

E 委員        市の職員みんなが手話を使えるようになることが一番いい。1年ではなかなか難しいと思いますが、何年間かけてそうなればいいと思います。

D 委員        本当に難しいとは思いますが、市の職員さんみんなが手話ができるようになってほしいですが、まず、まだ設置通訳者の複数配置を望みます。その方々が庁舎の皆さんに手話を広げていくという方法でいいかと思います。よろしくお願いいたします。

市長            駅の件についてもなかなか難しいところがあります。駅員が窓口におられないというのは、大変皆さんに限らず、高齢の方などが切符を買いにくい状況になっているんですが、駅員を減らしたり、今、コロナで特に経営が非常に厳しいので、人を減らしたり合理化ということを第一に考えて、いろんなことを進めておられます。したがって私たちもJRに対して機械だけでなく、人をおいてほしいと言っています。この間も売店が閉まってしまって、困るということを再三要望しても、採算が合わないと難しいということで、今市が借りて別の、いろんなものを売れるような形にしているんですけども、確かにいろんな配慮が出来ていませんで、なかなか言っても難しいと思うんですけども、そのような対応をどう考えておられるのかといったことを示していきたいと思いますので、またそういった御意見をまとめていただきたいと思います。今日の会の施策に対することとともに、いろんなその具体的な要望もいただいていますので、今日出た意見とともに、いろんな要望、意見をいただきましたら、市全体のこともありますので、また検討して、それに対して取り組めるか取り組みたいと思いますので、漏れないように、一応皆さんの感想なども踏まえて、まとめていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長        ほかに何かございますか。私が今日の会を通じて感じたことなんですけど、手話を学ぶ機会は幾つか出来ているということがわかりました。それも大切なことだと思います。コロナが流行り始めてから手話を使って実際に話をする場面が少し少なくなってきているかなあと感じています。学んでも使わなければ忘れてしまいます。できるだけ手話を使う場、話せる場所をふやしていただくよ

うな工夫を市として取り組んでいただければと思います。手話カフェという意見もございましたけれども、子どもたちが手話を学んで身につけていけて、それが継続していけるような取り組みも考えていただければと思います。だから、手話を使える環境、手話で話せる環境を増やしていただくことも大事ではないか。皆さんでいろんな知恵を出し合っていければいいかなと思います。

委員長 次第の8、その他の部分に移りたいと思います。事務局からお願いします。

事務局 最後に事務局から今後の委員会の進め方等についてお願いしたいと思います。手話言語条例を平成26年に策定しまして、27年4月1日から施行しております。令和7年3月31日には丸10年を迎えるということになります。手話施策推進委員会の皆様にはこれから2年任期ということで、お世話になるんですけども、これまでの10年の検証と評価と、今日もいろいろな御提案をいただきましたが、次の10年に向けて御提案、御意見を、今後の委員会でちょうだいしたいと考えております。本日、これまでの取組などの資料をお渡しさせていただいておりますので、また、再度、内容を御確認いただきまして、次の委員会ではまず、これまでの10年の検証と評価ということで、皆さんから御意見をちょうだいできればと思います。今日もいろいろ御意見をちょうだいいたしました。小学校中学校で出前講座などを実施していますが、そのあとどう継続していくか、それが大事ではないかという御意見や、講師の育成でありましたり、最後に委員長がおっしゃっていただきましたように、手話を使える場、環境をふやすといった取組でありましたり、また、手話言語条例を制定してから10年ということになりますが、環境も大きく変わってきております。リモートやZoomの利用という御意見もいただきましたので、その辺り今後の10年に向けた取組にも反映できればと思いますので、次回の委員会では、そういった御意見御提案いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。また、今年度第2回目の推進委員会を令和5年2月か3月に開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 本日の会議に市長にご出席いただきましたので、御感想などをいただければありがたいと思います。

市長 直接皆さんの声を聞かせていただくことによって、本当に皆さんの思いがまだ十分に市の施策の中や取組の中で実現出来ていな

いということを痛感いたしましたし、条例をつくったときに、これを広めようというような取組がまだもう一つではないかということをおもいました。また皆さんが、本当にこの手話が、最初におっしゃった言語として、多くの方がそういったことに取り組めるように、市の職員ならもっと取り組むように、また、先ほどのＪＲであったり、銀行であったりいろんな企業であったり、そういったところで取り組めるようにという、こういった思いがまだ十分出ていないということがわかりましたので、条例をつくって、あと２年で１０年ということなんですけども、さらにきちんともう一度計画を立てつつ広めていきたいとおもいます。今日直接、皆さんのからよい意見をたくさん出していただきましたのでよかったとおもいます。

副委員長

皆さん、長時間ありがとうございました。あいさつがまず手話でできるということが、一つの目標だろうとわかりました。地域の方がまず手話で挨拶ができる。いわゆる日本語と手話のバイリンガルです。委員から意見があったように細かいことまで言える。レベルの高いバイリンガルは行政で今後つくっていく。そういう二本立てがまずあれば、どんどん役割も分担したバイリンガルの社会になっていく。小学校の話も出たので、行く行くは小学校の子どもたちが、外国人が来られたときに、英語で話しかけるように、ろう者の方には手話で話しかけるような、そういう意識になっていけば、恐らくはかなり変わって来るとおもうので、今後の取り組みもそういうような言語というか、言葉への意識にも取り組んだらいいんだろうなとおもいます。本日はどうもありがとうございました。

委員長

皆様ありがとうございました。これで閉会といたします。お気をつけてお帰りください。